

保証制度名		制度略称 信用保証書の表示名	適用となる保険	保証限度額 ※1	保証期間 ※1	融資利率 (年率%)	保証料率 (年率%) ※2		備 考	
							責任共有対象	責任共有対象		
群馬県 融資制度	36	群馬県小規模企業事業資金	県小規模	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円	運転 6年以内 (据置6ヶ月以内) 設備 8年以内 (据置6ヶ月以内)	1.95%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって 決定します。	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 平成25年度までに融資実行された小規模企業事業資金Bタイプ及び小口零細企業資金と合わせて、2,000万円以下である必要があります。
	37	群馬県小規模企業事業資金 (小口零細企業資金)	県小規模小零	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2,000万円	運転 6年以内 (据置6ヶ月以内) 設備 8年以内 (据置6ヶ月以内)	1.9%以内	—	0.40~2.00% ※6	利用可能な金融機関は、地銀、第二地銀、信金、信組です。 従業員20人(商業・サービス業は5人、ただし、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人)以下の中小企業者が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 既往保証付融資との合計が2,000万円以下である必要があります。
	38	群馬県中小企業設備支援資金	県設備支援	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	5,000万円	設備 10年以内 (据置2年以内)	保証付の場合 2.2%以内	利用する保険によって 決定します。		「人にやさしい福祉のまちづくり条例」第21条で定める設備基準に適合する場合、融資限度額は6,000万円以内、融資利率は2.2%以内(保証付の場合)となります。
	39	群馬県中小企業パワーアップ資金	県パワーアップ または 県パワはばたけ	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	2億円 (内運転資金5,000万円)	運転 7年以内 (据置1年以内) 設備 12年以内 (据置2年以内)	保証付の場合 1.4%以内	利用する保険によって 決定します。		「はばたけ群馬推進枠」に該当する場合、融資利率は1.2%以内(保証付の場合)となります。
	40	群馬県経営サポート資金 (Aタイプ:経営強化関連要件)	県サポートA	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	6,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.75%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって 決定します。	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。 経営安定関連保険特例は利用できません。(ただし、同額内借換の場合を除く) 融資限度額には群馬県経営強化支援資金の融資残高を含みます。
	41	群馬県経営サポート資金 (Bタイプ:セーフティネット保証等関連要件)	県サポートB	経営安定関連保険特例1号・2号・5号、または 東日本大震災復興緊急保険特例	6,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.70%以内	0.68%	0.80% ※4	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。 融資限度額には群馬県セーフティネット資金及び群馬県経営サポート資金Dタイプの融資残高を含みます。
	42	群馬県経営サポート資金 (Cタイプ:災害復旧関連要件)	県サポC復旧	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	5,000万円 (内運転資金3,000万円)	運転 7年以内 (据置2年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.75%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって 決定します。	融資限度額はA B Cの各タイプ合計で1億2,000万円です。 融資限度額には群馬県中小企業災害復旧資金の融資残高を含みます。
	43	群馬県経営サポート資金 (Fタイプ:危機関連保証要件)	県サポートF	危機関連特例	3,000万円	運転 10年以内 (据置1年以内)	1.3%以内	—	0.80%	融資限度額はA B Cと別枠になります。
	44	群馬県緊急経営改善資金	県緊急経営改善	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	借換対象となる県制度融資の 既往融資残高	運転 10年以内 (据置1年以内)	保証付の場合 1.35%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって 決定します。	真水分の上乗せ(増額)は認められません。
	45	群馬県中小企業再生支援資金	県再生〇〇	A, B 保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります) C 事業再生保険	6,000万円	A, B 運転10年以内 (据置1年以内) 設備12年以内 (据置2年以内) C 1年以内	A -1, A -2, B -1 1.75%以内 B - 2, C 金融機関所定	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって 決定します。	求償権消滅保証、事業再生保険を利用する場合は責任共有対象外(100%保証)となります。
	46	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 (Aタイプ)	県創業者A	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	4,500万円 (内運転資金2,500万円)	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 10年以内 (据置2年以内)	1.55%以内	0.373~1.730% ※7	利用する保険によって 決定します。	融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。
	47	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 (B-1タイプ)	県創業者B1	創業等関連保険特例 または 創業関連保険特例	2,000万円	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	1.5%以内	—	0.70%	責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。
	48	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 (B-2タイプ)	県創業者B2	創業等関連保険特例 または 創業関連保険特例	2,000万円	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	1.5%以内	—	0.50%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。
	49	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 (B-3タイプ)	県創業者B3	創業等関連保険特例 または 創業関連保険特例	2,000万円	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	1.5%以内	—	0.45%	当協会または認定経営革新等支援機関から創業計画策定等の支援を受けた方で、女性又は若者(34歳以下)又はシニア(55歳以上)の方が保証対象となります。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。 創業前の方が、創業等関連保険特例を利用した場合、自己資金額と同額が保証金額の上限となります。
50	群馬県創業者・再チャレンジ支援資金 (Cタイプ)	県創業者C	創業関連保険特例	1,000万円	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内)	1.5%以内	—	0.70%	再チャレンジを支援する制度です。 責任共有対象外(100%保証)となります。 融資限度額はA, B -1, B -2, B -3, Cの各タイプ合計で4,500万円です。	
51	群馬県企業立地促進資金	県企業立地一般 または 県企業立地団地	保険は自由に選択できます (利用できない保険もあります)	15億円	土地 15年以内 (据置3年以内) 建物・設備12年以内 (据置2年以内)	保証付の場合 1.0%以内	利用する保険によって 決定します。		保証限度額は利用する保険によって決定します。 保証付の場合の融資利率は、工業団地等1.0%以内、民有地等1.2%以内です。	
52	経営力強化アシスト資金	県アシスト	普通保険または無担保保険	6,000万円	運転 5年以内 (据置1年以内) 設備 7年以内 (据置1年以内) 運転設備 7年以内 (据置1年以内) 借換 0年以内 (据置1年以内)	2.1%以内	0.373~1.580%	—	責任共有対象外の保証付融資を本制度で借換える場合(同額内の借換に限ります)のみ、責任共有制度対象外(100%保証)となります。 同額借換で借換える場合、融資限度額は借換対象となる既往債務残高となります。	

一覧表における留意点【※】につきましては、下記の通りとなります。ご確認ください。

- ※1 国の保証制度（一般保証含む）及び当協会独自制度につきましては、「保証限度額」及び「保証期間」を記載し、県制度資金等につきましては、「融資限度額」及び「融資期間」を記載しています。
- ※2 保証料率は基準料率を記載しております。貸付金額に対する率となります。「有担保割引(0.1%割引)」「会計処理に関する割引(0.1%割引)」を加味し、最終的に適用される保証料率が決まります。
- ※3 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は0.50～2.20%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は、利用する保険によって保証料率が決まります。
- ※4 特別小口保険を利用する場合の基準料率は、0.70%となります。

- ※5 新事業開拓保険または海外投資関係保険を利用する場合の基準料率は、0.977%となります。
- ※6 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は、0.40～2.00%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※7 普通保険、無担保保険を利用する場合の基準料率は、0.373～1.730%となりますが、それ以外の保険を利用する場合は利用する保険によって決定します。
- ※8 小口資金及び特別小口資金については保証料補助がありますが、各市町村により補助の内容が異なるため、詳細につきましては当協会までお問い合わせください。